

○河合町町政出前講座実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、住民集会等に町長はじめ町職員が講師として出向き、町政の説明や、専門的な知識を活かした実習等(以下「町政出前講座」という。)を行うことにより、住民の町政に対する理解を深め、住民参加のまちづくりを推進するとともに、様々な行政課題についての住民の自主的な活動を支援することを目的とする。

(対象)

第2条 町政出前講座を利用できるものは、町内に在住する者とする。ただし、町内の自治会及び町内に在住する概ね10人以上の者で構成された団体(以下「住民団体等」という。)とする。

(種類)

第3条 町政出前講座の種類は、次のとおりとする。

- (1) 別表メニュー一覧に掲げる講座
- (2) 前各号のほか、町行政にかかわる内容で住民が希望する講座

(利用時間及び場所)

第4条 町政出前講座を利用できる時間は、平日・休日を問わず午前9時から午後9時までの間の90分程度とし、開催場所は町内とする。

(開催手続き等)

第5条 第3条第1号、第2号に掲げる町政出前講座は、原則として町の主催において行うものとし、必要に応じて住民団体等と協議を行うものとする。

2 第3条第3号、第4号に掲げる町政出前講座を利用しようとする住民団体等の代表者(以下「利用者」という。)は、原則として当該住民団体等が主催する集会等を開催しようとする日の14日前までに、河合町町政出前講座利用申込書(別記様式)を町長に提出するものとする。

3 前項の場合において、町政出前講座の利用に係る施設の使用及び運営については、利用者の責任においてこれを行うものとする。ただし、施設の使用料について、町長が必要と認める場合には、町が支払うことができるものとする。

(決定)

第6条 町長は、前条第2項の町政出前講座の利用の申込があつたときは、内容、日時等について当該町政出前講座の担当課と調整のうえ、利用の可否を決定し、河合町町政出前講座利用(決定・否決)通知書(別記様式)により利用者に通知するものとする。

2 町長は、前項の利用の決定をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

(利用の制限)

第7条 町長は、町政出前講座の利用目的が次の各号の一に該当すると認めるときは、町政出前講座の利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれのあるとき。
- (3) 町政出前講座の目的に反するおそれのあるとき。

(変更等の届出)

第8条 第6条の規定により町政出前講座の利用の決定を受けたものは、開催日時、場所その他申込事項に変更があつたとき、又は、町政出前講座の利用を取り消そうとするときは、直ちに町長に届け出て、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(講師料)

第9条 町政出前講座の講師料は、無料とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年12月 1日から施行する。

講座名	担当課
防災対策及び自主防災組織について	安心安全推進課
住宅の耐震化について	
情報公開制度の仕組みについて	総務課
消費生活相談について	
河合町総合計画について 河合 AI 構想 三つの柱 ・ファシリティマネジメント ・子育て環境 ・教育の町 その他	政策調整課 担当課ほか
協働のまちづくりについて	広報広聴課
観光について	広報広聴課
河合町の財政について	財政課
税の仕組みについて	税務課
社会福祉について	社会福祉課
児童福祉について	子育て支援課
高齢福祉について	高齢福祉課
介護保険について	
健康づくりについて	子育て支援課（保健センター）
国民健康保険制度について	住民福祉課
後期高齢者医療制度について	
国民年金について	
環境保全対策について	環境衛生課
ごみ減量化・資源化の推進について	
道路整備について	まちづくり推進課
交通安全対策について	安心安全推進課

都市計画について	
上水道について	上下水道課
公共下水道について	
学校教育について	教育委員会事務局総務課
河合町の文化財について	教育委員会事務局生涯学習課
人権問題について	
青少年の健全育成について	
生涯学習について	
社会スポーツについて	